

●香川県告示第119号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成20年3月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 実施の目的

ブルセラ病の発生予防のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛
- (4) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛

4 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

5 検査の方法

凝集反応検査及び臨床検査を実施する。